

酒販国保

被保険者たより

組合員の皆様には、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和5年度から令和7年度までの3年間、皆様にご協力いただいて参りました「集中改革期間」の取組効果を次期組合会にご報告出来るよう準備を進めておりますが、中でも医療費は歳出額の大半を占め、その動向が今後の酒販国保の行く末に大きな影響を及ぼすものと考えています。

今後とも、高額医療費に左右される医療費の他、加速する被保険者数の減少などの課題に対応しつつ、何とか酒販国保財政の安定を図りたいと考えておりますので、組合員の皆様にはより一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

京都府酒販国民健康保険組合

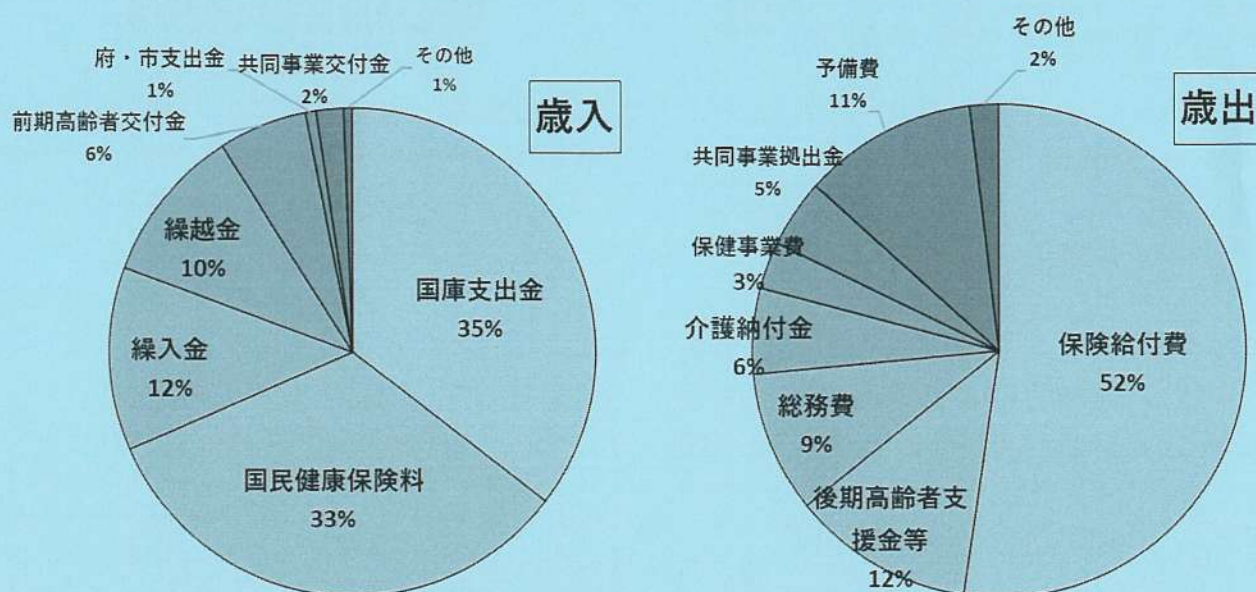
理事長 京極 健司

令和8年度歳入歳出予算の概要

前回の春号で速報しましたとおり、令和8年度の予算規模は対前年比86.5%となりました。

これは、歳出の大半を占める保険給付費（医療費）を、爆発的に増えた前々年度の実績を受けた前年度予算での大幅増との見込みから、一転して、高額医療費の方が相次いで脱退されたため、例年並みの見込みに戻したことが主な要因です。今後とも、医療費が安定するのか注視が必要です。

歳入の35%を占め、医療費に連動して国から交付される国庫支出金は大幅に減少することで見込んでいます。また、保険料賦課額の見直しにより大幅に改善しました国民健康保険料は歳入の33%を見込み、国庫支出金頼みからの脱却を模索しています。



「9月に 加入資格の確認を行います！」

酒販国保では、定期的に被保険者の加入資格の有無を確認しています。今回は、9月に加入資格申告書を直接送付出来るよう準備を進めていますのでご協力をお願いします。

酒販国保の加入資格は、京都府知事が認可する「酒販国保組合同規約」で厳密に規定されています。資格確認調査では、次の事項について申告書の記載内容等により、被保険者資格が適正かどうかを調査しますので、事前に次の加入資格についての確認事項について、ご確認、ご準備をお願いします。なお、調査の結果、加入資格に疑義等がある場合には、追加資料の提出を求め、詳細な調査を実施します。また、加入資格の誤りが判明した場合には、直ちに喪失手続き等をしていただくこととなりますのでご承知願います。

① 組合員が酒類販売業を営んでいる者であること

組合員は税務署長が発行する酒類販売業免許を取得していることが必要です。また、実際に酒類販売の営業実態が必要です。相続等ができていない方は、税務署に手続きしてください。また、店舗を閉鎖している場合や、休業している場合は連絡願います。

② 組合員は、従業員五人未満の個人事業主であること

組合員は個人事業主であることが必要です。税務署の申告書類や酒類販売業免許を確認してください。また、「組合員に雇用される従業員」と「組合員と世帯を別にする家族従業員」を合わせて五人未満であることも必要です。

③ 加入できる地域に居住していること

組合員、準組合員、被保険者ともに、次の「加入できる地域」に居住していることが必要です。必ず、住民票等で居住実態を確認しておいてください。なお、住民票は、地区事務所に提出する必要はありません。

「組合員の範囲」(組合同規約第6条)

第6条 組合員は、酒類販売業を営む者で第4条の地区内に住所を有するものとする。

2 準組合員は、前項の組合員に雇用されている従業員であって第4条の地区内に住所を有するものとする。

④ 準組合員は、雇用されている従業員と家族従業員であること

準組合員は、「組合員(事業主)に雇用される従業員」と、「組合員とは世帯を別にし、組合員の事業所に勤務する家族」であることが必要です。

⑤ 組合員とその家族、準組合員とその家族は、同一世帯であること

「組合員と組合員の家族」、「準組合員と準組合員の家族」は、同一世帯であることが必要です。必ず続柄のわかる世帯全員の住民票で確認して下さい。

「加入できる地域」(組合同規約第4条)

京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、長岡京市、向日市、木津川市、久御山町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村

夏です。家族でプールに行きましょう！

酒販国保健康づくり補助事業として、健康増進施設と以下のとおり契約しています。ご家族みなでご利用ください。

1 施設名 京都アクアリーナ（京都市右京区西京極徳大寺団子田町 64）
TEL 075-315-4800

2 利用方法

- ① 電話で酒販国保本部（075-221-6360）までお申し込みください。
- ② 被保険者1人当たり利用券（年間上限8枚）をお送りします。
- ③ ご利用時には、利用券をお持ちいただき、施設の窓口で酒販国保料金のみお支払いください。

3 施設概要及び利用案内

詳細は、京都アクアリーナのホームページでご確認ください。



利用区分	区分	酒販国保料金	通常
屋内プール	一般	400 円	830 円
	小・中学生	200 円	410 円
トレーニングルーム	一般	200 円	320 円
プール・トレーニングルーム併用	一般	500 円	930 円
スケートリンク	一般	800 円	1,670 円
	小・中学生	400 円	830 円

マイナ保険証登録者率は68.99%

酒販国保でマイナ保険証を登録されている方は 68.99%となりました。マイナ保険証を利用いただくには、マイナンバーカードを取得し、健康保険証としての利用登録が必要となります。利用いただくと、

- ・高額療養費の限度額適用認定証や高齢受給者証などが不要となります。
- ・マイナポータルで、医療費通知情報や特定健診情報などの閲覧が可能となります。

まだマイナ保険証をご利用でない方には、資格確認書をお送りしていますが、お手持ちの資格確認書は、令和8年7月31日までの期限となっています。今後も該当される方には、期限までに新しい資格確認書をお送りします。

不審な電話やメールにお気を付けください!!!

最近、国保や警察、行政機関を名乗る不審な電話や酒販国保の理事長や架空の職員の名前を騙ってLINEのQRコードや追加用リンクの送付を求めるメールなどが増えています。

これらは全て詐欺など犯罪に繋がる恐れのあるものです。十分にお気を付けください。

整骨院・接骨院に行く時の 注意点！

接骨院・整骨院を利用される方が増えていますが、接骨院・整骨院の看板などに「各種保険適用」とか「各種保険取扱い」などと書かれていても、すべてのケースで健康保険が使えるわけではありません。領収書には、保険診療と保険外治療が含まれていますので、明細書の発行を申請ください。

健康保険が「使える場合」と「使えない場合」が決まっていますので、詳しくは今回同封しているチラシをご参照ください。

酒販国保では、整骨院・接骨院（柔道整復）や鍼・灸、マッサージ等の施術を受けた場合の療養費について、施術内容調査（アンケート）を行っています。調査が必要と判断される場合に、酒販国保と株式会社コアジャパン（酒販国保の審査委託先）の連名で、「施術内容調査表」等の施術を受けた方に送付しますので、必ず自ら記載し、返送ください。

交通事故にあったら、 まず酒販国保に連絡を！

交通事故で負傷した場合、まず酒販国保にご連絡をお願いします。酒販国保の保険で治療を受けた場合、酒販国保が医療機関に治療費を支払いますが、これは、本来は事故の加害者側が負担すべきものであり、酒販国保は立替払いをしていることになります。

このため、後日、酒販国保から加害者に対してその治療費を請求する必要があります。

組合員や家族が交通事故にあったら、必ず警察に届け出て、負傷している場合には人身事故扱いにしてもらった上で、速やかに酒販国保本部に連絡し、第三者行為による被害届を提出してください。

なお、他人の犬に咬まれた場合や落下物に当たった場合、傷害事件に巻き込まれて負傷した場合なども同様に第三者求償の対象となりますので、被害届を提出してください。

詳しくは同封しているチラシを参照願います。

8月から高額療養費が 変わります

令和8年8月から、医療保険制度改正により、高額療養費の自己負担額が変わります。QRコードで確認ください。

「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。



忘れず、早めに手続きを！！

- 保険料の引き落としは、
毎月10日です
- 本人や家族の方に異動があれば
14日以内に届出を
- 交通事故にあったら、
すぐに酒販国保本部へ
- 住所変更や高額療養費の申請などには、
個人番号（マイナンバー）
の記入が必要です

夏季休業について

お盆の期間も通常通り業務を行っております。

〒604-0872

京都市中京区東洞院通竹屋町下る
竹屋町法曹ビル201号

京都府酒販国民健康保険組合

TEL 075-221-6360

FAX 075-251-0471